

富 田 林 市
避難行動要支援者支援プラン



平成28年3月改訂

富田林市

目次

第1章 基本的な考え方

- 1 新しい支援プラン策定の背景・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 支援プランの位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲・・・・・・・・・・ 4

第3章 避難行動支援者名簿の作成・共有

- 1 避難行動要支援者名簿の作成方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 名簿に掲載される個人情報の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 避難行動要支援者からの同意の取得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 避難支援等関係者への名簿情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 避難行動要支援者名簿の更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 6 避難行動要支援者名簿の適正な管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 7 個別避難支援プランの作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第4章 災害に備えた取組み

- 1 避難行動要支援者市支援班の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 避難行動要支援者地域支援組織の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 災害時情報伝達体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 避難所の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 5 地域防災力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 6 関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第5章 災害発生時の取組み

- 1 支援体制の立ち上げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 情報伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 安否確認・避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 4 避難場所の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 5 避難生活における配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 6 福祉避難所の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 7 心身両面の健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

別紙① 要支援者の特性に応じた情報伝達の配慮事項

別紙② 要支援者の特性に応じた避難誘導の配慮事項

別紙③ 避難生活における配慮事項

参考資料 参考様式①②③

第1章 基本的な考え方

1. 新しい支援プラン策定の背景・目的

近年の我が国では、全国各地で地震や豪雨災害が毎年のように発生し、尊い人命が失われています。その犠牲者の多くは、高齢者や障がい者などに集中し、いわゆる災害時要援護者の避難行動などについて、大きな課題となり、その対策が急がれているところです。

本市においては、今日までに災害時に高齢者などの支援を必要とする人々の安全確保と避難支援を図るため、大阪府「市町村における災害時要援護者支援プラン作成指針」（平成19年3月策定）を踏まえ、平成23年3月「災害時要援護者支援プラン」を策定し、災害時に支援を行う体制や地域支援組織の組織化などを推進してきました。

一方で、平成23年3月に発生した東日本大震災では、災害時要援護者以外にも、消防団員や民生委員・児童委員などの支援を行う人も多数犠牲になり、支援に対する課題も浮き彫りになりました。こうした過去の教訓を踏まえ、近い将来高い確率で発生すると予測されている南海トラフ巨大地震や生駒断層帯地震などが発生した場合でも、地域における自助、共助を基本としながら、市と地域が一体となって、より効果的な避難支援を行うことができるよう取り組まなければなりません。

国においては、災害対策基本法（以下「災対法」という。）が改正され（平成25年6月21日公布）避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の名簿の作成や避難支援等関係者へ事前の名簿情報の提供などが市町村に義務付けられました。また、大阪府においても、災対法改正や「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府）の内容を反映し、平成27年2月「避難行動要支援者支援プラン」（以下「支援プラン」という。）作成指針を改訂し、市町村の取り組みを推進しています。

これらのことを踏まえ、本市においても平成26年11月に地域防災計画の改訂を行い、より実効性のある要支援者の支援体制強化を図ることとしています。この支援プランは、災対法改正や過去の教訓などを踏まえ全面改訂し、災害時には要支援者に対して適切な避難支援が行えるよう備えるものです。

2. 基本的な考え方

地震や土砂災害で生き埋めになった人の生死の境目は、災害発生後72時間とされています。しかし、大規模災害では、真っ先に救助にいくべき消防や行政機関そのものがダメージを受けている場合や、救助の必要な現場が同時多発しあるいは交通が寸断されて救助に行けない場合があります。

要支援者の避難支援は、要支援者も含めて、一人ひとりが自分や家族の身は自分で守るという「自助」、また避難支援等関係者による安否確認、避難誘導等の「共助」が確実に行われる取組が重要となります。

このような「自助」、「共助」が機能するためには、日頃から地域で話し合いの機会を設けるなど、支援体制の構築に向けた活動が重要であり、要支援者の避難支援にあたっては、地域のさまざまな人と人とのつながりにより平常時・災害発生時を通じた支援体制づくりを進めていくことが必要となります。

しかしながら、避難支援者自身や家族などの安全が前提であり、避難支援者の被災状況により支援が困難な状況も考えられるため、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。また、避難支援者は、要支援者を助けられなかったとしても、法的な責任を負うものではありません。

市は「公助」の取り組みとして、地震や風水害等の災害に備え、要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要支援者に関する情報を把握するとともに、本制度の普及により防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制の推進を図ります。

3. 定義

(1) 要配慮者

災害発生時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることが困難な者や、自宅を失うなどの理由により避難施設で生活する場合に、特に配慮を必要とする人を「要配慮者」といいます。

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする者をいいます。

(3) 避難行動要支援者名簿

要支援者の避難支援、安否確認その他、要支援者の生命及び身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿をいいます。

(4) 避難支援等関係者

町会・自治会、地域支援組織、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、大阪府警察、富田林市社会福祉協議会、ほんわかセンター（地域包括支援センター）その他避難支援等の実施に携わる関係者をいいます。

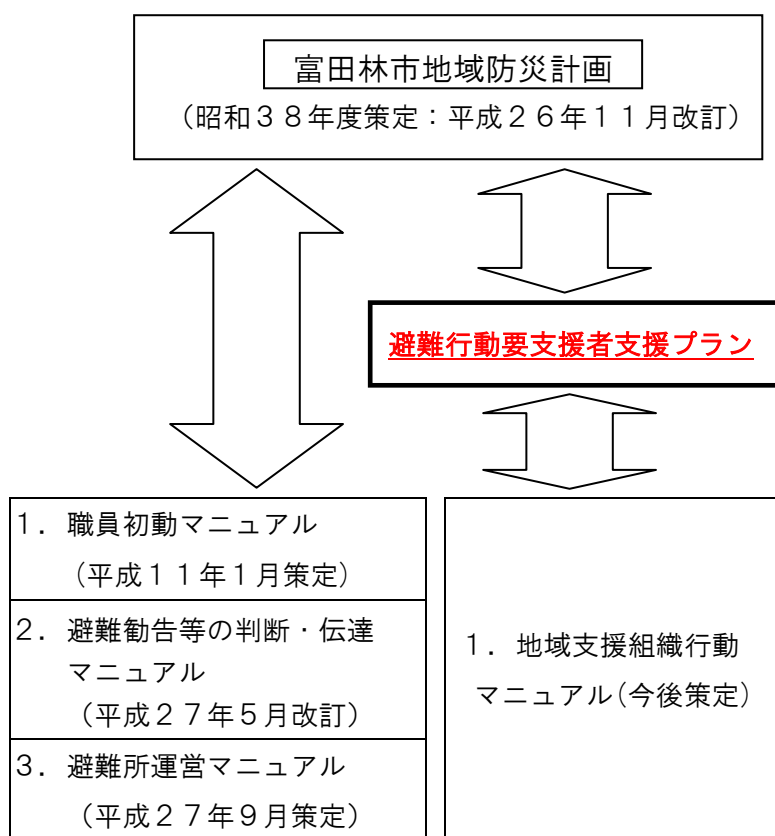
(5) 避難支援者

災害時に要支援者の元に直ぐ駆けつけることができる、隣近所の方などで、安否確認や避難の支援を行う者をいいます。

(6) 災害時要援護者

従来から高齢者や障がい者などのうち、避難行動や避難生活などにおいて、支援を必要とする者の意味として、広く使用され、定着しているものの法律での定義がなされていない。今後は、災対法改正により、法律上定義された「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の用語に統一します。

4. 支援プランの位置付け



※各マニュアルは、必要性を考慮し順次策定、改訂していきます。

第2章 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

高齢者や障がい者など、災害が発生した場合に一人で避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する以下の者を地域防災計画において「避難行動要支援者」と位置付け、要支援者についての避難支援、安否確認その他要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎として、要支援者名簿を作成します。

■「要配慮者」と「避難行動要支援者（名簿掲載対象者）」

この支援プランでは、対象とする要支援者を市内在住の次の人とします。ただし、家族などの支援を受けて避難できる人や社会福祉施設入所者や長期入院患者は除きます。

要配慮者

避難行動要支援者

- (1) 身体障がい者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級・2級の者
- (2) 療育手帳の交付を受けており、障がいの程度がA判定の者
- (3) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級の者
- (4) 介護保険における要介護認定を受けており、要介護3～5の者
- (5) 障害者総合支援法※による市の障がい福祉サービスを受けている難病患者
- (6) ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）で市に申し出をした者
- (7) 高齢者（65歳以上）のみの世帯で市に申し出をした者
- (8) 日中に家族などが不在で、支援を必要とする高齢者（65歳以上）で市に申し出をした者
- (9) その他、災害時などに支援を必要とする者（妊産婦、日本語の理解が十分ではない外国人等）で市に申し出をした者

※障害者総合支援法・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

- 妊産婦・乳幼児・児童
- 日本語の理解が十分ではない外国人
- その他、災害発生時に負傷された人等

第3章 避難行動要支援者名簿の作成・共有

1. 避難行動要支援者名簿の作成方法

災対法の一部改正により、市内部で保有する個人情報をも目的外で使用し、要支援者名簿を作成することが可能になりました。要支援者名簿の作成にあたり、氏名や住所、電話番号等の基本情報のほか、迅速かつ確かな避難支援を行うため、要介護度や障がい者手帳の種別、障がいの程度など避難が困難な要因についても把握する必要があるため、庁内関係課で情報を収集のうえ、要支援者名簿を作成します。

また、避難支援が必要な要配慮者で自ら要支援者名簿への登録を希望する場合は、避難行動要支援者名簿登録申請書を市に提出し、要支援者名簿に記載します。

2. 名簿に掲載される個人情報の範囲

災害発生時において、要支援者の避難支援や安否確認、避難所での生活支援を的確に行うためには、平常時から要支援者の生活状況や身体状況等を把握し、関係機関で共有するとともに、災害発生時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要です。

本市は、次の項目について名簿に掲載することとします。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援を必要とする理由
- ⑦その他避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

3. 避難行動要支援者からの同意の取得

災対法の一部改正により、要支援者名簿の情報を平常時から、避難支援等関係者等へ提供する場合、本人の同意が必要とされました。

このため、本市では、要支援者本人に対し、書面にて意思確認を行います。その際、要支援者支援制度の趣旨や名簿情報の提供等について、十分な周知をします。

4. 避難支援等関係者への名簿情報の提供

避難支援等関係者に要支援者名簿を平常時から提供することで、災害発生時に円滑かつ迅速な避難支援等の実施が可能となるため、同意が得られた要支援者の名簿は、平常時から避難支援に必要な範囲で「避難行動要支援者名簿に関する協定書」を締結した避難支援等関係者に提供します。

しかし災対法第49条11項の規定により、要支援者の生命、身体を保護するために必要かつ緊急を要する場合に限り、市災害対策本部の判断により、同意が得られていない要支援者の名簿も避難支援等関係者に提供します。

5. 避難行動要支援者名簿の更新

要支援者の状況は、転居や死亡、長期施設入所等常に変化することが考えられるため、住所等の異動が確認された時点で、名簿から削除するなど最新の状態を保てるように庁内関係課や避難支援等関係者と連携を図りながら、把握に努めます。また、概ね1年毎に定期更新します。

6. 避難行動要支援者名簿の適正な管理

名簿情報を適正に管理することは、要支援者のプライバシーを保護するとともに、名簿提供による避難支援に対する信頼性が確保されます。したがって、次のような措置を講じます。

- ①要支援者名簿は、当該要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ②一地区の避難支援等関係者に対して、市内全体の要支援者名簿を提供しない。
- ③災対法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ④施錠できる場所への保管をお願いする。
- ⑤受け取った要支援者名簿を複製しないようお願いする。

7. 個別避難支援プランの作成

個別避難支援プランは、災害発生時において要支援者の避難支援、また避難所等での生活支援を行うため、避難支援等関係者が中心となり、要支援者に関する次の項目等について計画するものです。プランの作成は、要支援者本人及びその家族等と話し合いながら進め、コミュニケーションを図り信頼関係を深めておくことが重要です。市は、プランの作成を進めるため、地域でのプラン作成状況の把握に努めるとともに、他の地域のプランの作成内容などの情報を提供し、作成の周知、啓発を推進します。

《個別避難支援プランに盛り込む事項（例）》

避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、
情報の伝達方法、必要な支援の内容

第4章 災害に備えた取組み

1. 避難行動要支援者市支援班の設置

平常時は、庁内の横断的な支援体制として要支援者の避難行動要支援者市支援班（以下「市支援班」という。）を設置します。

（1）市支援班の組織体制

市支援班の構成

構成	業務
子育て福祉部 地域福祉課・障がい福祉課	①支援プランの策定・改訂
健康推進部 高齢介護課・健康づくり推進課	②制度の普及啓発
市民人権部 市民協働課	③要支援者情報の収集・登録
消防本部 消防総務課・警備救急課	④名簿情報等の管理・更新・共有化
市長公室 政策推進課・危機管理室	⑤関係機関・関係団体との連絡調整

※ 業務内容によっては、他の部署も協力するものとし、社会福祉協議会等の関係者の参加を得ながら進めます。

2. 避難行動要支援者地域支援組織の設置

（1）地域支援組織とは

要支援者地域支援組織（以下「地域支援組織」という。）は、市支援班との連携・協力のもとで、地域住民がそれぞれの地域で要支援者の支援活動をするために、基本的には町会・自治会等に設置し、日頃の声かけや見守り活動を行い、地域において各種活動を通して人とのつながりを深め、地域ぐるみの避難体制を担う組織です。

市は、各地域において地域支援組織の設置を促進するため、さまざまな機会をとらえ、要支援者支援についての周知・啓発を図ります。

（組織構成例）

町会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地区福祉委員会、福祉関係者等

（2）市支援班と地域支援組織の連携

市支援班及び地域支援組織は、要支援者制度の普及・啓発や名簿登録に関するものの他、情報伝達体制の整備や情報伝達訓練・避難支援訓練など、互いに連携・協力し、平常時における備え及び災害時の対応を地域全体で構築していきます。

3. 災害時情報伝達体制の整備

要支援者は、情報の受信・理解・判断・行動などの各段階で困難を伴うため、迅速かつ確実に情報を伝達できるよう、市はできるだけ多くの情報伝達手段の確保に努めます。

(1) 情報伝達の基本的な配慮事項

市及び避難支援等関係者は、要支援者の障がい等の特性に応じた情報伝達の基本的な配慮事項について、事前に習得しておく必要があります。

基本的な配慮事項については、別紙①参照。

(2) 災害情報伝達の機器等の周知

市は、要支援者の特性を踏まえつつ、要支援者の日常生活を支援する多様な情報入手手段の周知を図ります。

(情報伝達の例) (「支援プラン」作成指針平成27年2月大阪府別紙より一部抜粋)

視覚障がい者	受信メールを読み上げる携帯電話
聴覚障がい者	FAXによる災害情報配信、聴覚障がい者用情報受信装置
肢体不自由者	フリーハンド用機器を備えた携帯電話
その他	メーリングリスト等による送信、字幕放送、手話放送、解説放送(副音声や2か国語放送など2以上の音声を使用している放送番組、音声多重放送)

4. 避難所の確保等

市は、要支援者が利用しやすいよう、避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるとともに、要支援者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の指定を行います。

(1) 避難所

施設管理者は、施設のバリアフリー化として、福祉仕様のトイレの設置、入口にスロープ等の段差解消のための設備設置に努めます。

避難所での生活が長期化する場合に備えて、多様な情報機器や日常的な介護・支援等ができる設備等(車イス、障がい者(児)に利用しやすいトイレ、筆談用の紙と筆記用具、伝達事項貼出し用掲示板等)を用意し、要支援者に対してきめ細かな配慮に努めます。

(2) 福祉避難所

市は、要支援者が災害時に相談や日常的な介護、支援等が受けれるよう、市の公共施設を中心に福祉避難所として指定します。

その他、民間福祉施設等と災害時の福祉避難所に関する協定を締結し、福祉避難所の確保に努めます。

5. 地域防災力の向上

市は、地域住民が日ごろからコミュニケーションを図れるよう要支援者への支援方法などについて周知に努めるとともに、災害時における支援意識の醸成を図り、円滑な支援ができるように地域防災力の向上を図ります。

(1) 防災訓練

市は、地域で実施する防災訓練において、要支援者も参加した避難誘導訓練を実施するなど、災害時に円滑な誘導が行えるよう、平常時からの準備に努めます。

実際に避難場所まで避難する訓練を行い、避難誘導等における留意点などを確認しておくことや、地域住民が参加して、地図を囲みながら災害想定を条件設定し、課題に取り組んでいく災害図上訓練（D I G訓練）なども実施に努めます。

(2) 安心携帯カード等の促進

要支援者本人が行う準備として、まず、「自分でできること、できないこと」「望んでいる支援や対応、必要とする支援」等について周囲の人たちに伝えることが大切です。このため、本人情報を常に携帯するよう普及・啓発を行います。

安心携帯カード等の様式は、参考資料参照。

6. 関係機関等との連携

災害発生時に備えて、市は次の関係機関と連携を図ります。

(1) 富田林市社会福祉協議会

災害発生時には、富田林市社会福祉協議会が主体となり、災害ボランティアセンターを開設運営することとなるため、あらかじめ運営についてマニュアル化を図るとともに、市災害対策本部との連絡体制の確認など、訓練等により連携強化を図ります。

(2) 福祉施設等

民間の社会福祉施設等において、平常時から利用者に対して、避難行動の重要性を周知いただくとともに、訓練等を実施しながら災害時においても安全確保ができる体制づくりについて、施設管理者と連携を図ります。

(3) 医療機関等

専門医療が必要となる人工透析、小児医療、精神疾患等について、あらかじめ各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化に努めるとともに、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備します。

また、富田林医師会、富田林歯科医師会、富田林薬剤師会をはじめ、市災害医療センター（富田林病院）、地域の災害医療協力病院など、医療関係機関と相互に連携できるよう、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築します。

第5章 災害発生時の取り組み

1. 支援体制の立ち上げ

市は、災害が発生した場合や発生が予想される場合には災害対策本部を設置するとともに、同本部内の要支援者対策部において、避難支援等関係者と連携しながら支援体制を立ち上げます。

2. 情報伝達

災害が発生した場合や発生が予想される場合、避難支援等関係者や避難支援者は、まず本人や家族の安全を確保した上で、要支援者の特性を踏まえた、避難等の情報伝達を行います。

基本的な配慮事項については、別紙①参照。

《避難発令時の状況と住民に求める行動》

区分	発令・発表時の状況	住民に求める行動
情報 避難準備	・災害の発生する可能性が高まると予想された状況	・家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始 ・避難支援等関係者・避難支援者が支援行動のための準備を開始
情報 一時避難	・避難行動を開始しなければならない段階であるが、予想される災害が、自宅内や近隣のより安全な場所への一時避難で、住民等の安全が確保される程度の場合	・自宅内の高所など人的被害の避けることができる場所へ一時的に自主避難開始 ・要支援者等を必要最小限度の移動で安全な場所へ避難させるため、避難支援等関係者・避難支援者は支援行動を開始
避難 勧告	・避難行動を開始しなければならない段階であり予想される災害が、指定された避難所への立ち退き避難が必要となる程度の場合	・指定された避難所への避難行動開始 ・要支援者等を指定された避難所へ避難させるため、避難支援等関係者・避難支援者は支援行動を開始
避難 指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、周囲の状況を確認しながら避難行動を完了 ・未だ避難していない対象住民は、避難行動に移るとともにそのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる

※臨機応変な避難行動を！

避難の必要が生じたら、市が開設した避難所など、安全が確保できる場所へ避難します。ただし、道路冠水などで避難所までの移動が危険な場合や、夜間や暴風などで屋外に出ることそのものが危険な場合は、無理に避難せず、近くの高い建物の2階以上や、自宅の安全な場所（2階以上の崖から遠い側の部屋など）に移動するなど、状況に応じた対応が必要です。

3. 安否確認・避難誘導

災害が発生した場合や発生が予想される場合、避難支援等関係者や避難支援者は、まず本人や家族の安全を確保した上で、要支援者の支援を行うものとし、要支援者名簿を活用し安否確認、避難誘導といった支援を要支援者の特性に十分配慮した上で、状況に応じて円滑かつ迅速に行います。

避難誘導における配慮事項については、別紙②参照。

避難支援等関係者や避難支援者は、無理な状況での避難支援は、二次被害の危険性もあることから、周囲の人に協力を求めるなどして、できる限り安全な支援を行います。

避難支援等関係者や避難支援者は、あらかじめ定めた個別避難支援プランに基づき支援を実施するが、避難支援の実施にあたり、支援者本人や家族の安全の確保を最優先するものとしていることから、市はあらかじめ要支援者に対し、名簿提供は災害発生時に避難支援等関係者や避難支援者による避難支援が必ずなされることを保証するものではなく、法的な責任や義務を負うものではないことを周知します。

4. 避難場所の確保

市災害対策本部は、避難所を開設するとともに地域支援組織の協力を得て、避難所において要支援者の支援を実施します。

(1) 情報の収集

避難所に避難誘導してきた要支援者を把握するとともに、要支援者が被災現場に取り残されていないかなどの情報を収集します。

(2) 透析患者等への対応

人工透析が必要な人や、在宅で酸素吸入している患者等緊急の対応を要する人については、医療機関や保健所等関係機関と協力し、病院等の受け入れ先と併せ、移送手段を速やかに確保するよう努めます。

(3) 福祉避難所等への移動

介護、障がいの状況により避難所での生活が困難な場合は、本人や家族の意思を十分尊重した上で、介護、障がいの程度、状態を勘案し、福祉避難所への移動や福祉施設への緊急入所を調整します。

5. 避難生活における配慮

(1) 避難生活における配慮事項

市は、要支援者の障がい等の特性に十分配慮した上で、適切な支援に努めます。
避難生活における配慮事項については、別紙③参照。

(2) 要支援者の行動等を支援する人材の確保

市要支援者対策部は、社会福祉協議会と連携して要支援者の生活行動等を支援する相談支援員、ヘルパー、住民の災害ボランティアなどの確保に努めます。また国際交流協会とも連携し、災害時の外国人への支援拠点（災害多言語支援センター）を設置し、災害情報を多言語に翻訳して発信していくとともに、避難所・地域などの外国人の状況やニーズを把握し、必要な情報や人材などの確保に努めます。

6. 福祉避難所の運営

市は、要支援者の相談等にあたる介助員等を配置して、日常生活上の支援を行うとともに、避難者の生活状況等を把握し、医療機関、介護サービス事業所と連携し、ホームヘルパーの派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスが受けられるように努めます。

7. 心身両面の健康管理

(1) 巡回相談等の実施

市は、府と連携して、避難所において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施に努めます。

(2) こころのケア

被災者は、災害発生時の恐怖、避難所での厳しい生活等から、心的外傷後ストレス障がい(PTSD)を負っているが、とりわけ、要支援者はPTSDの影響が大きく、適切なこころのケアが必要です。

市は、府と連携して、ケースワーカーや医師などチームを編成して対応することに努めます。

また、必要に応じて「セラピードッグ」の派遣を要請します。

別紙① 要支援者の特性に応じた情報伝達の配慮事項

(「支援プラン」作成指針平成27年2月大阪府別紙より一部抜粋)

[視覚障がい者]

- ・ 要点をまとめわかりやすく伝えるよう努める。
- ・ 音声情報で複数回繰り返す。
- ・ 点字や拡大文字のほか、指点字や触手話、指文字、手のひら書きなど、一つないし複数の組み合わせでコミュニケーションをとり情報提供に努める。
- ・ 盲ろう者通訳・介助員を避難所等に派遣する。
- ・ 重複した障がいがある場合には、さらに別の障がいに応じた支援が必要になる。

[聴覚障がい者]

- ・ 正面から口を大きく動かして話す。
- ・ 文字や絵を組み合わせた筆談で情報を伝える。(常時筆記用具を用意しておく。)
- ・ 盲ろう者通訳・介助員、手話通訳者及び要約筆記者を避難所等に派遣する。
- ・ 掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送専用テレビを避難所に設置することに努める。

[盲ろう者]

- ・ 生活環境や障がいの状況、障がいの発生時期等により、コミュニケーションの方法も一人ひとり異なる。
- ・ コミュニケーションの方法は、点字(指文字)、手話(触手話)、指文字、筆談、手のひら書き、音声、その他に分類でき、一つないしは複数の組み合わせでコミュニケーションを取る。
- ・ 指点字や触手話、指文字、手のひら書き等の手段により状況を伝える。
- ・ 盲ろう者通訳・介助員を避難所に派遣する。

[知的障がい者]

- ・ 具体的に、短い言葉で、わかりやすく情報を伝える。
- ・ 絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。
- ・ 精神的に不安定になる場合があることに配慮する。

[精神障がい者]

- ・ 具体的に、わかりやすく簡単に情報を伝える。
- ・ 精神的に不安定になる場合、専門的知識のある人に連絡をとるなど配慮する。

[高次脳機能障がい者]

- ・ とるべき行動や大切な説明や予定はメモを渡す。
- ・ 絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。
- ・ 言葉が出ずに困っている時は、本人の状況を推測して選択肢をあげたり、絵や図を活用するなどして、表現のサポートを行う。
- ・ 精神的に不安定になる場合があることに配慮し、イライラしている時は、静かな場所に誘導し、落ち着くまで待つ。
- ・ 何度も同じことを聞く時は、いつも見える場所にメモを貼ったり、繰り返しの説明を行う。

[発達障がい者]

- ・ 抽象的な言葉を避け、具体的でわかりやすい言葉を使って、はっきりと伝える。その人の理解度に応じて、実物や写真、絵、言葉など目に見える形にして伝える。
- ・ 予告できることは、できるだけ事前に伝えておく。
- ・ 大きな声を怖がったりする場合があるので、穏やかな声で話しかける。
- ・ 一斉の説明では十分理解できない場合があるため、個別に声をかけ、理解できているかどうかを確認する。
- ・ してはいけないこと、行ってはいけない場所、触ってはいけないものなどがある場合は、あらかじめそのことをはっきり伝える。「×」などの印やマークを使って、はっきり分かるように示す。

[難病患者]

- ・ 視覚、聴覚に障がいがある場合や、認知症をともなう場合もあり、それぞれの状態を把握し、理解しやすい方法で情報を伝えることが必要である。

[認知症高齢者]

- ・ 具体的に、短い言葉で、ゆっくりと理解しやすい方法で情報を伝える。

[日本語の理解が十分ではない外国人]

- ・ 日本語の理解が十分ではないため、多言語及びやさしい日本語による情報提供や、絵やイラストなどの視覚的要素を使って情報を伝えることが効果的である。

別紙② 要支援者の特性に応じた避難誘導の配慮事項

(「支援プラン」作成指針平成27年2月大阪府別紙より一部抜粋)

[視覚障がい者]

- ・安否確認及び避難所への避難誘導（歩行支援）を誰が行うのか、予め取り決めておく。
- ・白杖等を確保する。
- ・また、日常の生活圏であっても、災害時には周辺環境の変化から認知地図（頭の中の地図）が使用不能となる場合があることに配慮する。
- ・支援者紹介・障がい者確認する。障がい者の体や持ち物に触れる場合は、必ず先に声をかける。
- ・杖を持たない側の手で支援者の肘の辺りを軽く持ってもらい、半歩前を障がい者の速度に合わせて歩く。
- ・段差のある所ではすぐ前まで近付いて止まり、内容を伝える。

[聴覚障がい者]

- ・手話や文字情報によって、状況説明を行い、避難所等へ誘導する。（筆記用具等を用意しておく。）

[盲ろう者]

- ・安否確認及び避難所への避難誘導（歩行支援）を誰がどのように行うのか、予め本人に伝え取り決めておく。
- ・指点字や触手話、指文字、手のひら書き等によって状況説明を行い、避難所等へ誘導する。
- ・たとえ少しの距離であっても支援者の存在が確認できなければ、一人になっているのではないかと不安に感じてしまうので、近くにいることを伝え、少しでも安心できるように留意する。

[言語障がい者（失語症等）]

- ・手話や文字情報によって、状況説明を行い、避難所等へ誘導する。（筆記用具等を用意しておく。）

[肢体不自由者]

- ・自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。

[内部障がい者]

- ・常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯するとともに、自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましい。移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。

[知的障がい者]

- ・一人でいる時に危険が迫った場合には、緊急に保護する。
- ・災害の状況や避難所等の位置を、短いことばや文字、絵、写真などを用いてわかりやすく説明するとともに、必要に応じて誘導する。

[精神障がい者]

- ・災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、必要に応じて無理のないやり方で誘導する。
- ・また、動揺している場合には、時間をとり気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。

[高次脳機能障がい者]

- ・災害の状況や避難所等の位置、とるべき行動や大切な説明や予定を記載したメモを渡し、絵、図、文字などを組み合わせて、誘導する。
- ・また、動揺している場合には、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。
- ・何度も同じことを聞く場合でも、繰り返しの説明を行う。
- ・道や建物の中で迷うことがあるので、目的地まで付き添うなど必要な誘導を行う。
- ・けがをしているのに気付かないことがある。本人の主訴だけでなく、身体状況等周り方からも聴取する等よく確認する。

[発達障がい者]

- ・事前に避難誘導が必要なことが分かっている場合には、あらかじめ行き先、移動する時間、同行する人などについて説明しておく。
- ・これから起こること（すること、行く場所など）や取るべき行動について、具体的で分かりやすい言葉を使い、はっきりと伝える。
- ・一斉の説明では十分理解できない場合があるため、個別に声をかける。

[難病患者]

- ・肢体不自由者や、内部障がい者と同様に、車いすやストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましい。
- ・常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯するよう周知を徹底する。

[認知症高齢者]

- ・動揺している場合は、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう留意し、支援する。

[日本語の理解が十分ではない外国人]

- ・多言語及びやさしい日本語による、音声や文字情報での伝達が望ましいが、困難である場合、災害に関する情報、避難の必要性、避難経路・避難場所等の情報について、絵やイラストなどの視覚的要素を使って情報を伝えることが効果的である。

別紙③ 避難生活における配慮事項

(「支援プラン」作成指針平成27年2月大阪府別紙より一部抜粋)

[視覚障がい者]

- ・視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知が困難な場合が多いため、音声による情報伝達及び状況説明が必要である。
- ・日常の生活圏外では、介護者がいないと避難できない場合があるため、避難誘導等の援助が必要である。
- ・なお、重複障がいがある者の場合には、その障がい状況に応じた援助ニーズがあることに留意する。

[聴覚障がい者]

- ・音声による避難・誘導の指示が認識できないため、手話・要約筆記・文字・絵図等を活用し、情報伝達及び状況説明が必要である。

[盲ろう者]

- ・視覚や音声による緊急事態等の覚知が困難であるため、指点字や触手話、指文字、手のひら書き、拡大文字等、個々の障がい状況に応じたコミュニケーション方法により情報伝達及び状況説明が必要である。
- ・日常の生活圏外では、介護者がいないと避難できない場合があるため、避難誘導等の援助が必要である。
- ・単独でいると全ての情報から閉ざされてしまうことを考慮する。

[肢体不自由者]

- ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車いす等の補助器具が必要。この場合、メンテナンスキット（空気入れ、パンク修理、工具）も必需品である。

[内部障がい者]

- ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるため、車いす等の補助器具が必要である。
- ・医薬品や医療器材を携帯する必要があるため、医療機関等による支援が必要である。
- ・ストマ着用者にとってはストマ用装具が必要である。

[知的障がい者]

- ・緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、何が起こったかを短い言葉や文字、絵、写真などを用いてわかりやすく伝えて事態の理解を図るとともに、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導することが必要である。

[精神障がい者]

- ・災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合があるため、支援者は、気持ちを落ち着かせる配慮が必要である。
- ・服薬を継続することが必要な人が多いため、日ごろから自ら薬の種類を把握するよう指導するとともに、医療機関による支援が必要である。

[高次脳機能障がい者]

- ・「記憶障がい」などがある場合があることから、できる限り事前にその方の症状を把握し、とるべき行動を記載したメモを渡す、現在の状況や今後の見通しなど何度も繰り返して説明を行うなど、その方の症状にあった誘導方法をとることが必要である。
- ・緊急事態等の認識ができない場合があるため、何が起こったかを短い言葉や文字、絵、写真などを用いてわかりやすく伝えて事態の理解を図るとともに、日常の支援者が同伴するなどして、安全な場所へ誘導することが必要である。
- ・災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要である。
- ・食料や物資の配給を待てずに怒ったり騒いだりすることがあり、家族の代わりに列に並び、別途配給するなどの対応で、家族の負担を軽減することが必要である。

[発達障がい者]

- ・見通しを持ちやすいように、スケジュールやこれから起こることについて、できるだけ具体的に説明することが必要である。
- ・抽象的な言葉を避け、具体的で分かりやすい言葉を使って、はっきりと伝える。耳で聞くよりも目で見たことを理解しやすい特徴があるので、その人の理解度に応じて、実物、写真、絵や言葉など目に見える形にして伝えることが必要である。
- ・危険を回避するために、してはいけないこと行ってはいけない場所などがある場合は、あらかじめそのことをはっきり伝えることが必要である。
- ・精神的に不安定になったりパニックを起こしたりした時は、気持ちを落ち着けられるように静かな場所を確保したり、個室が用意できない場合は、テントやパーテーション、段ボールで周りの空間と区切るなどの工夫が必要である。聴覚過敏がある場合はヘッドフォン、耳栓を使うことや、お気に入りのものを用意するといったことで、落ち着いて過ごせる場合もある。
- ・本人からけがや不調の訴えがなくても、身体状況を一通り確認したり、食事（食欲）や睡眠の状態にも注意を払っておくことが必要である。

[難病患者]

- ・肢体が不自由な場合や、外見からは障がいがあることが分からない場合があるため、それぞれの病態や症状に応じた避難誘導等の援助が必要である。
- ・人工呼吸器や人工透析などの医療的援助が必要な場合がある。
- ・慢性疾患が多く、医薬品の確保について医療的援助が必要な場合がある。

[認知症高齢者]

- ・緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、日常の支援者が同伴するなど、気持ちを落ち着かせることが必要である。


[日本語の理解が十分ではない外国人]

- ・災害多言語支援センターとの連携により、多言語により災害情報を伝達する。


- ・日本語により情報を伝達する場合は、できるだけやさしい日本語を使い、漢字にはルビをふり、絵やイラストなども使用する。
- ・宗教・文化の違いに配慮する。（食事、礼拝の習慣等）
- ・通訳、翻訳者の配置をするよう努める。

参考資料

参考様式① 鶴亀携帯版

鶴亀携帯版			
氏名		月日生	
住所	富田林市		
電話		血液型	
緊急連絡先			
			在住
			在住
かかりつけ病院			
主な病名			
既往症(手術歴)			
関係機関			
発行 発行番号 1-2 第1ほんわかセンター (0721-25-1000)			

参考様式② 災害・緊急時の安心携帯カード

 災害・緊急時の安心携帯カード		救急安心センターおおさか 「体調が悪くなった」「けがをした」などで、病院へ行った方が 良いか 救急車を呼んだ方が良いかなど迷ったときは相談を #7119 または 06-6582-7119	
名前(なまえ)	年 月 日記入	災害用伝言ダイヤル 171 ～ 被災地域内と他の地域を結ぶ声の伝言板 ～ ① 「171」にダイヤルする ② 音声案内が流れます ③ 伝言を録音する時は「1」を押す 伝言を再生する時は「2」を押す ④ 被災地の電話番号を市外局番からダイヤルする	
おとこ・おんな		もしものときのために あなた自身の情報を書いて 財布などに携帯しましょう *富田林市	
生年月日(たんじょうび)	TEL(でんわばんごう)		
住所(じゅうしょ)			
富田林市			
避難所(にげるところ)			
連絡先(れんらくしてほしいひと)①	TEL(でんわばんごう)	よく行く病院	TEL(でんわばんごう)
連絡先(れんらくしてほしいひと)②	TEL(でんわばんごう)	よく行く病院	TEL(でんわばんごう)
助けがあるときに自分のことで伝えたいこと		よく行く薬局	TEL(でんわばんごう)
		いつも使っている薬	
		病名(びょうきのなまえ)	

救 急 情 報

(平成 年 月 日作成)

(平成 年 月 日変更)

ふりがな 氏名	生年月日	性別	血液型
	明・大 昭・平 年 月 日	男・女	型
電話番号 ()		住 所	

ふりがな 緊急連絡先	続 柄	電話番号	住 所
		()	
		()	
		()	
		()	

	かかりつけ医療機関①	かかりつけ医療機関②
名 称		
科目及び担当医		
所 在 地		
電 話 番 号		

持 病	服薬内容 (薬剤情報提供書の写しなど)

その他 救急隊員への伝言など	
-------------------	--

	指定居宅介護支援事業者	その他関係機関
名 称		
担 当 者 氏 名		
所 在 地		
電 話 番 号		

同 意 欄	容器の中に入っている救急情報を、救急隊員や搬送先の医療機関が救急医療に活用することに同意 します。(代筆の場合は、本人氏名欄に本人の印鑑を押して下さい。)		
	本人氏名 (自署の場合は㊟不要)	㊟ 代筆者	(続柄 ())



富田林市避難行動要支援者支援プラン

平成28年3月

作成担当課 富田林市子育て福祉部地域福祉課

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

TEL: 0721-25-1000 FAX: 0721-21-4782